

12月6日開催 八王子地本申第2号 第3回交渉報告

その⑧

「三鷹営業統括センター武蔵小金井駅で発生した不当処分・不当転勤の撤回を求める」申し入れ

No67における事象の内容を明確としない支社に対し、八王子地本は調査を行うように突きつけ、次回交渉で再開を求めた！



A社員の聴取内容とB副長の聴取内容の整合性をとる必要はない

一言一句どの様なやりとりがあったか前段で確認する必要はない

Aさん(被害者)、B副長(加害者)、C副長(事象の場にいた第三者)から聞き取った調書内容を相互確認しようとせず！！

B副長に暴行して怪我をさせた事実は確認できたので処分した

調書内容を相互確認せず、事象の経緯を合わせないまま、一方の主張・断片的な事象を見た判断で処分を発令！

そもそもですが……

聞き取りの際、B副長が激昂しAさんが恐怖を感じてその場を離れようとした際、首元を押さえつけられ、(首を絞められる)ソファーに押さえつけられた。

【組合の争点】



B副長に怪我をさせたのは正当防衛の範囲だ！
※故意ではなく危険回避のための行動だ！

B副長の異常な行動がAさんに対する暴行に繋がった！
※この事象に至る経緯を回答できなければ結論が出ない！

労使の合意形成を図らない姿勢は不誠実団交、官僚的と言わざるを得ない